

令和 7 年度
都市再生安全確保計画等改定業務

特記仕様書

令和 7 年 4 月
神戸市危機管理局

第1章 総則

1. 適用範囲

本市では、神戸市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）へ委託する「令和7年度都市再生安全確保計画等改定業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 業務目的

本市では、都市再生特別措置法の都市再生安全確保計画制度に基づき、都心特有の防災課題に対応するため、官民が連携して、退避施設・備蓄倉庫の整備等のハード対策と災害・交通情報の提供、滞留者の避難誘導等のソフト対策を推進するため平成28年度に、「都市再生安全確保計画」（以下、「本計画」という。）を策定した。本業務では、本計画及び、付随する計画・マニュアル等の修正・充実を行うことを目的とする。なお、業務内容の詳細は第2章を参照すること。

3. 履行期間

本業務の履行期間は、契約日の翌日から令和8年3月31日までとする。

4. 業務対象地域

本計画の策定対象地域は、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域として指定されている「神戸都心・臨海地域」及び三宮駅を中心とした概ね1km圏内の地域とする。

5. 管理技術者等

- (1) 乙は、本業務を実施するにあたって管理技術者及び担当技術者（以下「技術者等」という。）を定め、その氏名を甲に報告すること。また、技術者等を変更したときも同様とする。
- (2) 技術者等は、防災業務に精通した実務経験豊かな者でかつ下記の業務のいずれかに知見を有する者を配置すること。
 - ①帰宅困難者対策に関する業務
 - ②都市再生安全確保計画に関する業務
- (3) 技術者等は、作業の進捗を図るため、十分な作業体制を整えること。

6. 提出書類

本業務について乙は、速やかに甲に下記の書類を提出し、その承認を受けること。

- (1) 着手時
 - ア 業務計画書 兼 着手届
 - イ 業務責任者 及び 管理技術者等届
- (2) 完了時
 - ア 業務完了届
 - イ 引渡書（納品書）
 - ウ 請求書

7. 受託者の責務

- (1) 乙は、本仕様書に基づき、誠実に業務を行うこと。
- (2) 乙は、本業務遂行の進捗状況その他必要事項について、適宜甲に報告すること。

8. 関係官公署との折衝

本業務遂行のために関係官公署との折衝が必要な場合、甲乙協議のうえ、対応すること。

9. 業務の打合せ

本業務期間中、乙は、甲と緊密な連絡を保ち作業するため、必要に応じて打合せを行い、業務の実効性を高めるための助言や支援を実施すること。

また、乙はその都度議事録を作成し甲の承認を得るほか、工程毎及び定期的に進捗状況を甲に報告すること。

10. 費用負担

本委託仕様書の実行に関わる全ての経費は乙の負担とする。

11. 疑義

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲乙が協議のうえ、業務を遂行する。

12. その他

災害発生等による著しい被害、社会情勢の変化により、第2章に定める業務が仕様内容と異なる場合は、甲乙が契約および仕様書の内容変更について協議する。

第2章 業務内容

1. 安全確保計画部会等の運営支援

(1) 会議運営

都市再生緊急整備協議会安全確保計画部会（以下、「部会」という。）及び帰宅困難者対策の実質的な議論・意見交換を行う委員会を運営するための、会議資料及び議事録を作成する。

部会及び委員会について、ワークショップの開催や会議運営方法、開催場所を工夫する。また、各事業者へ必要に応じて個別ヒアリングやアンケート調査を行い、会議を円滑に進めるよう配慮する。

なお、会議の参加者の日程調整、出欠確認は甲が行う。部会や訓練の開催に際し、学識経験者の意見聴取を行う必要があるため、乙はそれに対する支援・調整を行う。

(2) 会議の実施形態

部会及び委員会は、社会情勢に応じて集合会議、WEB会議、書面会議による開催となるが、集合会議およびWEB会議を実施する際の方法の構築及び管理は乙が行う。

2. 検討内容

発災時、帰宅困難者発生に伴う雑踏や混雑による都市機能の低下を回避し、各事業者とともに帰宅困難者の安全の確保を目指すことを検討の主軸とする。また、年度末には検討した内容や、抽出された課題及び対応方針をまとめた年間報告資料を作成すること。

(1) 一時滞在施設の開設運営体制の構築

令和7年度は「一時滞在施設の開設運営体制の構築」を主たる検討テーマとし、乙は、甲が作成している一時滞在施設の「簡易マニュアル（作成例：一時滞在施設用）」を基に、一時滞在施設運営事業者へのマニュアル作成に向けた効果的な取組推進方法の検討を行う。

(2) 帰宅困難者支援システムの運用に伴う本計画等の修正

乙は、訓練等を通して検討した、帰宅困難者支援システムによる帰宅困難者の誘導方法を踏まえ、本計画及び付随する計画・マニュアル等の修正を行う。

(3) 帰宅困難者対策に関する普及啓発の反映

乙は、甲が委員会等と連携して行う帰宅困難者対策の普及啓発について、部会に報告する会議資料に反映させる。

(4) 神戸駅周辺地域帰宅困難者対策の反映

乙は、甲が実施する神戸駅周辺地域帰宅困難者対策の検討状況について、甲が提供する資料等を基に、部会に報告する会議資料に反映させる。

(5) 本市が被災した場合の帰宅困難者対策の課題整理

乙は、本市が災害等により被災した際の帰宅困難者対策について、課題を整理する。

3. 訓練の実施支援、訓練結果検証

本計画等を踏まえ、関係機関が参加する訓練を実施するため、その支援を行う。

(1) 訓練企画

災害発生時の混雑回避、帰宅困難者の誘導、一時滞在施設の運営等、帰宅困難者対策に必要な行動手順を複合的に踏まえ、帰宅困難者支援システムを活用し、帰宅困難者の誘導検証と一斉帰宅抑制の啓発実施を目的としたイベント型の帰宅困難者対策訓練を甲乙協議の上、企画する。

乙は、本訓練の実施にあたり、訓練説明資料やシナリオ作成、イベント実施に係る契約業務等を行う。

(2) 訓練の実施

乙は、訓練実施日に最低3名の人員配置を行い、訓練の実施を支援する。また、連携事業者の都合に応じて、複数回に分けて訓練を実施することも検討しており、乙は、その際に全ての訓練に参加の上支援を行う。

(3) 訓練のとりまとめ

訓練後、参加者等に対してアンケート調査を行い、本計画等における課題を抽出し、とりまとめを行う。

4. 次年度検討方針の整理

乙は、会議や訓練等を通じて抽出された課題をもとに、次年度検討方針の整理を行い、甲に報告する。

5. 業務スケジュール（目安）

項目	内容	実施形態	時期（目安）
第1回委員会	過去の取組みと今年度の取組み方針説明 帰宅困難者支援システムを使用した帰宅困難者の誘導確認 訓練説明（シナリオと役割）	集合	令和7年7月
第2回委員会	訓練詳細説明、参加依頼 帰宅困難者支援システム操作方法説明、意見照会 情報発信の意見照会	集合	令和7年11月
イベント型訓練	帰宅困難者支援システム操作説明会、検証訓練（プレ訓練） 市民参加型訓練の実施（メイン訓練）	集合	令和8年1月
第3回委員会	最終報告へ向けた課題の整理 ※疑義事項がなければ第1回部会と統合	書面	令和8年2月
第1回部会	最終報告及び計画改正の承認決議	集合または書面	令和8年3月

※委員会（第3回除く）については原則、集合会議での開催とする。ただし、災害発生等による著しい被害、社会情勢の変化等により集合での開催が難しい場合はWEB会議等での開催とする。

6. 業務報告書の作成

本業務に係る会議開催・運営及び調整等関連資料等を整理し、業務報告書としてとりまとめを行う。

7. 成果品

令和7年度神戸都心・臨海地域都市再生安全確保計画等改定業務に係るものを格納した電子媒体（CD-ROM等）2枚を神戸市危機管理局事務局へ納品する。

また、成果品については下記資料を整理した状態で格納して提出すること。

- ・各会議資料（議事録、意見聴取結果を含む）
- ・訓練実施結果報告書
- ・計画改定資料一式
- ・次年度取組方針資料

以上